

～ 入所申込みからご利用までのご案内 ～

この度は特別養護老人ホーム 清流苑 の入所申込書類をご請求いただき、ありがとうございます。「やさしく・ゆったり・よりそって」の基本理念に基づき、安心して暮らせる街づくりのお役に立てるよう努めたいと思っております。

お申込みにあたりましては、申込み書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、清流苑までお持ちいただくか、ご郵送下さいますようお願いいたします。

また、ご来苑・ご見学の際には、事前にお電話にて日時のご連絡をお願いします。その他、ご不明な点などがございましたら担当の生活相談員までお願いいたします。

入居の対象となる方

- ① 介護保険上で要介護 3～5と認定されている方で、認定の有効期間等の要件を満たしている方
※要介護 1 又は要介護 2 の方でも、特例に該当すると判断された場合は入所対象となります。
特列入所の要件に該当するかどうか、保険者市町村に意見を求める事があります。
- ② 入院治療を必要とせず、病状が安定している方（点滴治療・経管栄養・放射線治療など）
- ③ 伝染病・感染症疾患で治療を要しない方

申込み書類の提出について

- ① 入所申込書（その1）から（その4）を記入したもの
- ② 介護保険証のコピー（3つ折りの保険証を全て開いてコピーしてください）・介護保険負担割合証
・介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）
- ③ サービス利用表のコピー
（担当のケアマネージャーが毎月作成・交付する在宅サービスの利用計画表です。2枚目の別表も含めて最新のもののコピー。在宅サービスを利用していない、あるいは、施設・病院に長期入所・入院の方は必要ありません。）
- ④ 認定調査表のコピー
（要介護認定の調査時に作成される書類です。各市区町村の介護保険担当窓口からお取り寄せ下さい。お取り寄せの際には、申請に行かれる方の本人確認ができる証明書を窓口で掲示し、特別養護老人ホームへの申し込みに使用する旨を伝えてください。）※日高市の方は提出不要です。

※ 上記の書類を揃えて、当施設の受付窓口へ直接お持ちいただくか、ご郵送ください。

施設サービスの内容

- ① 日常生活に必要な介護サービス等を、利用者個々の心身の状態に応じて、施設サービス計画書に基づき、提供いたします。

利用料

- ① 介護保険法に基づく「介護給付対象サービス」の費用
- ② 介護保険対象外サービスの費用 ※ 別紙 料金表をご参照ください
(入居一時金等はありません)

待機から入所までの流れ



その他

- ① お申込みから入居までに、かなりの期間を要してしまうことがあります。予めご承知おきください。
- ② お申込み後の状態の変化や、申込み・待機の取り消しについて
お申込み後にご本人様の身体状況や介護者の状況に変化があった場合は、必ず施設にご連絡をお願いいたします。「入所変更届」「申込取下げ届」がございますが、お電話での連絡でも構いません。